

第三者評価結果【共通評価】（保育所版）

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
【1】	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>園の基本理念とともに、3点の保育方針と3点の保育環境を掲げ、ホームページやパンフレット、入園のおしり（重要事項説明書）に明示して広く周知に努めています。職員には新規入職時のほか、職員会議や園内研修等でも折に触れ説明するとともに、園の全体的な計画にも明示して理解・浸透を図っています。また、目標管理面接でも理念・方針に基づく個人目標を設定し、職員の実践と行動化を促しています。保護者に対しても、入園説明会で重要事項説明書を通じて説明するほか、懇談会等でも説明し、周知と理解浸透に努めています。</p>		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等適切に対応している。		第三者評価結果
【2】	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>運営法人の実施事業に教育支援ソフトウェアの開発・販売があるほか、横浜市教職員組合との緊密な連携体制があることから、運営法人の情報ネットワークを通じて社会福祉事業に関する様々な情報を得られる体制を確保しています。また、法人本部で園の収支や稼働状況等を把握・分析し、園と情報共有して地域の実情を反映した施設運営を行う仕組みとなっています。園独自にも横浜市や西区の子育て支援担当課から随時情報を得ているほか、西区の園長会や幼保小教育交流事業に参加し、地域の様々な情報を積極的に収集して園の事業運営に反映しています。</p>		
		第三者評価結果
【3】	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<p><コメント></p> <p>行政機関や外部関係機関との交流を通じて、保育に関する情報を収集するとともに、運営法人の本部と情報共有して園の事業運営を分析し、経営課題の明確化と改善に向けた検討・協議を行っています。現在、人材の育成・定着に向けた職員教育・研修体制の充実化と働きやすい職場環境の整備に尽力しています。園の課題及び対策は職員会議で周知し、職員全体で共有しながら改善を行うこととしています。2020年4月の園長交代に伴い、新体制の下で新たな保育の提供体制の構築を目指し、様々な取り組みを始めています。</p>		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
【4】	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>収支計画を策定しているほか、保育理念と保育方針、保育目標に基づき、2020年度以降3か年にわたる園独自の中期計画を策定しています。計画内容として、「保育計画に則った保育の実施」「組織の見直し」「施設の設備」の3点を基本的な重点項目に掲げ、保育の質の向上と人材の育成と定着、安全で衛生的な保育環境の整備に向けた具体的な達成目標を明示し、段階的に推進することとしています。また、中期目標の付帯的事項として、人事労務・給与制度を活用した職員の処遇改善と地域ニーズの把握に基づく地域交流の促進と育児支援の強化にも取り組む予定としています。</p>		
		第三者評価結果
【5】	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>運営法人として、園を含む法人事業全体の年度事業計画を策定していますが、園独自の事業計画は策定していません。園の中期計画の内容に連動し、各年度の実施事業を明確化した事業計画の策定が望まれます。</p>		

(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
【6】	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	C
<コメント>		
各年度の保育の全体的な計画や年間指導計画の内容は、園長を中心に全職員の意見を集約して策定しているほか、毎週定例開催の正規職員会議を通じて職員全体で協議し、必要に応じて実施状況の評価と内容の見直しを実施しています。一方で、中期計画と連動した事業計画の策定は行われていないほか、実施状況を点検し、見直しを行う時期や手順等の基準も明確化されていません。園の中期計画の内容に連動した年度事業計画の策定とともに、実施状況の点検・評価を行うための体制作りが望まれます。		
		第三者評価結果
【7】	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	C
<コメント>		
園独自の事業計画は策定していないほか、保育内容以外の園の運営に関する内容の説明も行っていません。なお、年度当初に年間行事の予定表を配布するとともに、毎月発行の園だよりや園入口の掲示板に月間の開催行事の予定を掲示するなどして、保護者への周知に努めています。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催は見送りとしていますが、懇談会等の機会を通じて年度の全体計画や指導計画に基づく保育の実施内容を保護者に説明しています。		

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
【8】	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント>		
園の保育内容に関する自己評価を年1回実施し、職員会議等で自己評価の内容を職員間で認識共有を図っています。園の自己評価は専用ファイルに綴じて園の正面玄関に配置し、保護者が随時閲覧できるようにしています。保育内容の質向上に向けて、年間指導計画の策定時等に園長と職員とで話し合うほか、人事課の目標管理面接の機会を利用して個別に助言・指導を行うなど、保育全体の質向上のための取り組みを行っていますが、PDCAサイクルに基づいて改善を図る体制の整備は今後の課題となっています。		
		第三者評価結果
【9】	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント>		
園の自己評価結果は、職員会議等で全職員に説明し、認識の共有化を図るとともに、課題抽出を行った上で次年度の改善目標に位置付け、園全体で取り組むこととしています。年度当初の園長交代及び職員体制の大幅な変更に伴い、従来の枠組みにとらわれず、子どもの個別性尊重と豊かな成長・発達を促す新たな保育の提供体制の構築に園全体で取り組んでいます。なお、自己評価の分析結果や抽出された課題及び改善策の文書化は行っていないほか、改善計画の策定及び見直しを行う体制整備は今後の課題となっています。		

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
【10】	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント>		
園長は、全体的な計画等を通じて園の事業運営に関する方針を明示し、年度当初の職員会議等で全職員に周知しています。園長の業務・責任は「園長職務」に一覧化し、園の運営・経理、人事、教務、施設の維持管理など項目別に明確化して職員間の認識共有を図るとともに、保護者に対しては「園だより」を通じて所信を表明しています。また、事故や災害発生時等に備え、危険防止マニュアルに有事の意思決定順位や指示権限等を明示しています。なお、現在は主任及び副主任のポストが空席となっていることから、実情を反映した危機管理体制の整備が期待されます。		

		第三者評価結果
【11】	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>運営法人として管理職対象の階層別研修を開催し、法令遵守に関する教育・研修を行っています。また、園長は外部研修や区の園長会等への参加を通じて、保育・福祉のほか社会全般の法令遵守に関する学習と情報収集に努めています。園長を法令順守責任者に位置づけ、職員会議等を通じて職員向けの研修・指導を実施するほか、全職員に一冊ずつ「個人ファイル」を配付し、子どもの権利擁護や保育に関わる法令を掲載した様々な文書を綴じて職員の理解浸透を図るなど、園全体の法令遵守の徹底を図るための工夫を行っています。</p>		
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
【12】	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>		
<p>年度当初の園長交代に伴い、従来の保育サービスの内容を精査し改善を図るとともに、新たな視点を取り入れた保育の実践に努めています。また、職員から意見や要望を聴取し、職員会議等で全体共有し、改善につなげるための取り組みも行っています。具体例として、園長の提案を基に職員全員で話し合いを行い、職員配置が少ない時間帯でも職員配置を工夫して通園児の年齢別にクラス編成を行った事例や、職員の意見を反映して、子どもの発達状況に即したおもちゃや備品などの購入・整備を図った事例などがあります。</p>		
		第三者評価結果
【13】	I-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>		
<p>園の経営状況や人事・労務・財務管理は運営法人の本部で分析を行い、法人本部と園とで相互に課題共有して経営改善と業務実効性の向上に努めています。また、園独自にも事務室と職員休憩室の環境整備を推進し、備品整理と省スペース化に取り組むほか、園長の提案に基づき直近2日分の業務予定と職員配置を図表化した「体制ボード」を掲示して、全職員が当日のタイムスケジュールと配置を把握するとともに、急な欠員が出た場合でも迅速かつ柔軟に配置変更が可能となるよう工夫するなど、職場環境の改善に積極的に参画しています。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
【14】	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント>		
<p>園の期待する職員像を明示するとともに、職員のあるべき姿として、横浜市子ども青少年局策定の「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を全職員に配布し、子どもの健全な成長・発達と安心・安全な保育環境の提供に向けた保育の実践に努めています。保育所の設置基準に沿って人員の配置・採用を行うほか、福祉人材の確保に向け、ホームページ等での求人案内や養成校への採用活動を積極的に行っています。なお、年度当初の園長交代と職員体制の変更に伴い、園の今後の課題として、人材の育成・定着に取り組むこととしています。</p>		
		第三者評価結果
【15】	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント>		
<p>園の期待する職員像に「子どものことを大切に考える」「職員と協力し協調性のある人材」「向上心のある人材」の3点を掲げ、理解浸透を図っています。人事考課制度を導入し、職員の経験年数や職種に応じて年度の目標設定を行うほか、年3回目標管理面接を実施して職員評価を行っています。職員評価は成績面・能力面・情緒面の3要素を5段階で評価し、評価基準を人事考課シートに明示するほか、個別に評価結果を説明して、評価者と職員とが相互に認識を共有できるよう配慮しています。なお、個々の職員が将来像を描けるキャリアビジョンの構築は今後の課題となっています。</p>		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
【16】	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<コメント>		
<p>職員の就業状況及び労務管理は、法人本部と園長とで役割分担して管理するとともに、職員の有給休暇の取得率や時間外労働等については、園長が毎月の勤務状況を確認し把握しています。職員の心身の健康管理に向け、定期的にストレスチェックを行うほか、職員の变化に応じて随時声掛けや個別面談を実施し、必要に応じて人事労務・給与制度の活用や医療機関への受診勧奨等の対応を行っています。園の福利厚生として職員親睦会を発足し、慶弔金の支給等を実施するほか、職員健診やインフルエンザなどの予防接種の費用助成も行っていきます。</p>		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
【17】	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<コメント>		
<p>人事考課制度を導入し、目標管理面接を実施して職員評価と人材の段階的な育成を図っています。職員の階層ごとに期待役割を示すほか、職務分掌に職責及び専門職ごとの職務内容を列記して明確化しています。目標管理面接は人事考課シートを用い、職員ごとの年度目標を設定するとともに、年3回職員と上席者とで面談を実施して、職務遂行や課題の達成状況を確認し、公正かつ客観的な職員評価を実施できるよう配慮しています。なお、年度当初の園長交代と職員体制の変更に伴い、今後更なる人事考課制度の活用の充実化を図ることとしています。</p>		
		第三者評価結果
【18】	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<コメント>		
<p>園の期待する職員像を定めて全職員に周知し、保育場面での実践・行動化を促すとともに、職務分掌に各々の職員の役割と責務を明示し、全体的な計画の中にも受講すべき研修や修得すべき技術、専門性等を記載して職員の資質向上に取り組んでいます。また、職員から意向や要望を聴取し、職員の興味・関心の高い研修テーマを選んで開催するなど、職員が主体性や意欲を持って学習できる研修環境の整備に努めています。一方で、各年度の研修計画の策定及び定期的な見直しを実施するための体制構築は今後の課題となっています。</p>		
		第三者評価結果
【19】	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<コメント>		
<p>職員の資格や経験、知識・技術等の状況は法人本部で把握し、園と情報を共有しています。職員の要望に沿って内部研修を企画するほか、非常勤を含む全職員の参加に配慮し開催日時を調整するなど、職員の学習環境の充実化に努めています。これまでに、絵本研修や配慮が必要な子どもへの支援に関する内部研修を開催し、全職員がチームワークを発揮して改善に繋げた事例があります。一方で、外部研修の開催案内を回覧するなど情報提供を行っていますが、年度当初の園長交代や人員体制の変更などから、外部研修への派遣は今後の課題となっています。</p>		
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
【20】	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント>		
<p>実習生受け入れの手順書として「教育実習マニュアル」を策定しているほか、施設実習実施要領を定め、実習受け入れの意義・目的として、次代の保育人材の育成と事業運営の透明性確保、社会化と地域交流を推進することを明文化しています。開設4年目の新設園であることから、現在まで実習生の受け入れはありませんが、園長を実習担当者として年度内に数名の保育士の現場実習の受け入れを行う予定となっています。また、次年度以降も担当者の配置と育成を図り、継続的な受け入れを実施することとしています。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント>		
<p>運営法人のホームページで事業内容を掲載するとともに、園のページで保育理念と保育方針、園児の定員及び開所日時等を公表しています。また、保育環境として「安心・安全・自然への配慮」を掲げ、複数の保育士による見守りと天然素材や優しい色彩を取り入れた内装の導入、コット（午睡用ベッド）・ベビーセンス（乳幼児用呼吸モニター）等の活用など、子どもに安心・安全な環境整備の推進と快適な設備空間の提供を明示しています。ホームページ等での公表は行っていませんが、園の運営規定や自己評価結果、財務諸表等を正面玄関に配置し、来訪者が随時閲覧できるようにしています。</p>		

		第三者評価結果
【22】	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>		
<p>運営法人として業務管理規程を設け、組織運営のルール化を図るとともに、経理規程を定めて法人及び園の経理事務の内容等について明確化しています。また、司法書士や税理士、社会保険労務士など外部の専門家からの助言・指導を取り入れ経営の改善に努めています。また、年1回定期的に代表取締役による内部監査を実施して、法人全体の組織運営に関するチェックを行っています。会計監査は内部監査のみで、外部監査は実施していません。</p>		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果	
【23】	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b

<コメント>	
<p>園の全体計画の中に「地域支援」と「子育て支援」を掲げ、幼稚園や保育園、小学校をはじめ地域の様々な関係機関との交流・連携の推進とともに、育児相談等の子育て支援に取り組むことを明示しています。園の立地周辺は文化施設が多く、住宅が少ないことから、地域交流は行われにくい環境ですが、横浜市西区幼保小教育交流事業への参画や近隣の小規模保育園との季節行事を通じた定期交流など、可能な限り地域との交流促進に努めています。近隣の公園や図書館、動物園等を利用するほか、地域行事の情報提供など保護者への情報提供も行っていきます。</p>	

		第三者評価結果
【24】	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b

<コメント>	
<p>「実習・ボランティアの手引き」を策定し、ボランティア受け入れの目的に運営の透明性確保と客観的視点の確保、地域との信頼関係構築などを挙げ、明文化しています。対応責任者を園長とし、子どもとの関わり方や遵守すべき事項、手続き方法など、具体的な対応手順を定めています。現在、ボランティアの受け入れは行っていませんが、横浜市教育会館に入居する企業の職員や建物の管理者などから、運動会等の園行事開催時の手伝いや園庭の植栽等の協力を得ています。学校教育への協力として、地域の幼稚園や小学校との連携推進にも努力しています。</p>	

(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果	
【25】	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b

<コメント>	
<p>地域の保育所や幼稚園、行政、児童相談所、医療機関等の関係機関をリスト化し、事務所内に掲示するほか、職員会議で各関係機関の機能・特性等を共有化しています。西区の園長会や地域子育て支援連絡会などに参加し、乳幼児期のケアや小学校進学など、関係機関同士の連携推進に協力しています。卒園後の子ども・保護者からの相談にも応じるとともに、虐待が疑われる事例には関係機関と連携して迅速に対処することとしています。一方、園周辺に住宅が少ない立地環境から、地域のネットワーク化に向けた取り組みは今後の課題と捉えています。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果	
【26】	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b

<コメント>	
<p>西区の園長会や幼保小教育交流事業等に参加し、保育所同士の交流や小学校・幼稚園等の関係機関との連携推進に努めています。また、西区地域子育て支援連絡会にも参加し、相談事業への職員派遣や保育に関する情報提供など、地域の子育て世代を支援するための取り組みを行っています。一方で、周辺地域は文化施設が多く住宅が少ない環境であることから、地域交流の促進と地域の福祉ニーズの把握に向けた取り組みは、今後の課題となっています。</p>	

		第三者評価結果
【27】	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b

<コメント>	
<p>西区の幼保小教育交流事業や地域子育て支援連絡に参加しているほか、近隣保育園と園庭開放や季節行事を通じた定期交流等も実施しています。また、園の所在建物である横浜市教育会館に入居する企業と合同で防災訓練を実施するなど、可能な限りの地域交流に努めています。一方で、園の立地環境や人員体制の変更等の実情から、園の専門機能を発揮した育児支援や地域コミュニティの活性化など、公益的な活動の推進は今後の課題となっています。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>園の保育方針に、子ども一人ひとりを尊重した見守りの保育を掲げ、実践に努めています。全国保育士会倫理綱領のほか、職員ごとの「個人ファイル」に子どもの権利尊重に関する資料を綴って全員に配布し、理解浸透を図っています。内部研修や職員会議を通じて、性差への先入観による固定的な対応を行わないこと、生活習慣や文化の違いを尊重することを全職員の共通認識としています。実際の保育場面でも、子どもの服装や髪形は性別に関係なく希望を尊重しているほか、様々な国のメニューを昼食に取り入れ、異文化の理解を深める「世界のメニュー」の取り組みも行っていきます。子どもの人権に配慮した保育の実践に努めていますが、園として今後さらなる周知と理解浸透が必要と捉えています。</p>		
		第三者評価結果
【29】	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>運営法人で個人情報保護方針を策定し、個人情報保護及び取扱いに関する方針を明確化して掲示を行っているほか、全職員を対象に業務マニュアル集「職員業務内容」を配付して、具体的な対応を定めています。内部研修を通じて職員教育を行うとともに、職員会議や日々のOJTでも共有化に努めています。</p> <p>オムツ替えはローパーテーションを用いるほか、おもらしなどの場合は子どもの羞恥心に配慮し、周囲に分からないようさり気なく誘導と取り換えを行っています。プール遊びの際は、ブルーシートをカーテンにして、外部からの視界を遮断しています。</p>		
		第三者評価結果
【30】	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページを作成するとともに、園のパンフレットを区の子育て支援担当課に送付するほか、地域子育て支援拠点にポスター掲示を行うなど、広く情報発信に努めています。カラー印刷された園のパンフレットは、保育理念及び方針、利用定員、デイリープログラム、年間行事予定等を掲載するとともに、平面図とともに園内部の設備や保育環境、備品等を写真入りで紹介し、分かりやすさに配慮しています。</p> <p>園の見学案内は園長が担当し、子どもの生活面を考慮しながら、保護者の都合等に応じて柔軟に時間設定を行うほか、保護者がより保育の内容を理解出来るようにしています。</p>		
		第三者評価結果
【31】	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>入園前に保護者向け説明会を開催し、園の保育内容について説明を行っています。重要事項説明書でもある園のてびき・しおりを配布し、園の保育理念と保育方針、保育環境とともに、保育及び教育の内容、1日の生活の流れ、給食、持ち物・利用料金等を詳細に記載して保護者に説明し、必ず同意を得ることとしています。また、連絡ノートの活用など、家庭との連携方法や感染症に罹患した際の対応等についても確認し、相互の認識の共有化に努めています。なお、行事の開催予定など、より詳細な情報提供を望む保護者からの意見・要望を踏まえ、今後改善に取り組むこととしています。</p>		
		第三者評価結果
【32】	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>子ども及び保護者の個人情報保護の観点から、保育所を変更する場合の手続きは原則として区の子育て支援担当課が行う流れであることを踏まえ、園独自の引継ぎ手順や文書等は定めていませんが、何らかの事情で保育所を退所・変更する場合は、必ず保護者に確認し、同意を得た上で必要な支援を行うこととしています。また、退所や卒業後など保育が終了した後も、園長または担任の保育士を窓口として随時相談に応じるなど、子どもの保育の継続性に配慮した対応に努めています。</p>		
(3) 利用者満足の向上に努めている。		第三者評価結果
【33】	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園では、遊びや食事など日々の保育の中で子どもの様子を観察し、子どもの意向を尊重した関わりと、子どもが楽しくのびのびと過ごせる環境づくりに努めています。また、行事開催の都度アンケートを実施して、保護者の意向や要望の把握に努めています。アンケート結果は行事担当の職員が取りまとめを行い、職員休憩室に掲示するなどして全職員に周知しています。保護者会は発足していませんが、個別の面談や懇談会等で直接保護者から意見を聴取し、職員会議で共有して園の運営や保育の内容に反映しています。</p>		

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
【34】	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント>		
<p>園の苦情解決体制として苦情受付から解決までのフローチャートを策定し、対応の流れを明確化しています。苦情受付担当者と解決責任者、第三者委員2名を配置し、園のしおりに明記して入園説明会等で保護者に説明し、随時苦情や要望を伝えることが可能であることを案内しています。また、園の正面玄関に「想いの声」として意見箱を設置し、随時投書による要望・意見を受け付けています。保護者からの苦情・要望に対しては、職員会議等を通じて対応を協議し、内容に応じて個別に回答を行うほか、園だよりに掲載するなどして周知を図っています。</p>		
		第三者評価結果
【35】	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント>		
<p>重要事項説明書及び掲示で第三者委員の氏名と連絡先を紹介し、保護者が直接苦情を申し立てられるようにしています。また、外部の相談窓口としてかながわ福祉サービス運営適正化委員会と横浜市福祉調整委員会のポスターを玄関に掲示し、紹介しています。玄関に意見箱を設置するとともに、行事後のアンケート、連絡帳など様々な方法を用意しています。</p> <p>保護者から相談があった場合には、落ち着いて話ができるよう職員休憩室を用いています。相談内容によっては法人本部の会議室を用いるなど、プライバシーへの配慮もしています。</p>		
		第三者評価結果
【36】	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント>		
<p>朝夕の送迎時には、園長を始めとして職員全員で保護者に挨拶をしてコミュニケーションを取り、保護者の意見や要望を聞き取っています。また、日々の連絡帳や行事後のアンケート、年2回の懇談会と個人面談などからも把握しています。苦情対応マニュアルがあり、それに従って対応する体制ができています。マニュアルは年に1回は見直しています。保護者からの意見や要望は週1回の職員会議で報告して検討し、改善に向けて話し合っています。園では、保護者がより意見を言いやすい雰囲気を作り、改善に生かしていきたいと考えています。</p>		
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
【37】	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント>		
<p>リスクマネジメントの責任者を園長とし、危険防止及び安全管理マニュアルを整備しています。重要部分は園内掲示と職員への配付を行い周知徹底するほか、プール前など必要に応じて職員会議でマニュアルを用い確認しています。事故・ヒヤリハットは、各々の報告書や日誌の特記事項等に記載して職員間で共有し、職員会議で改善策を検討するとともに、園外保育で利用する近隣の公園の安全性をチェックしてマニュアルに反映するなど、事故防止に努めています。事故事例は少なく、調査時点で受診事例はありませんが、今後はヒヤリハット事例を集計・分析し対策を講じるなど、子どもの安全確保と事故防止に向けたさらなる取り組みが期待されます。</p>		
		第三者評価結果
【38】	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>感染症の予防や発生時の対応について記載した保健衛生マニュアルがあり、必要事項を「個人ファイル」に綴じ込むとともに職員会議でも読み合わせをし、周知しています。また、流行時には嘔吐処理などの園内研修を実施しています。行政や研修で得た最新情報は都度職員に周知し、マニュアル等の見直しをしています。</p> <p>保護者に対しては、感染症の登園停止基準と対応を園のびぎに記載し、入園時に説明しています。新型コロナウイルスでは、手洗い・うがいの励行、検温、アルコールによる消毒の徹底などの対策を行い、保護者におたよりで園の対応を周知しました。</p>		
		第三者評価結果
【39】	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント>		
<p>災害時の対応体制を定めた防災マニュアル、消防計画があります。職員連絡網があり、保護者に対してはメール配信や災害用伝言ダイヤルを用いて連絡する体制を整えています。震災後3日間を想定した計画があり、5回分の非常食献立を作成し、防災用品や備蓄を整備しています。毎月、地震や火災、不審者等の避難訓練を実施し、保護者の引き取り訓練も行っています。停電・断水を想定したランタンでの生活や非常食を食べる経験もしています。園が入居する横浜市教育会館の避難訓練に毎年園児も一緒に参加し、協力する体制を築いています。</p>		

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント>		
<p>法人2園共通の安全管理、保健衛生、危機管理などの各種マニュアルがあります。園独自の業務マニュアル「職員業務内容」と嘔吐処理手順、感染症対策等は「職員マニュアル」としてまとめています。「職員マニュアル」には子どもの尊重やプライバシーの保護なども記載されています。「職員マニュアル」を全職員の「個人ファイル」に綴じ込むとともに年度始めや必要時には職員会議で読み合わせをし、確認しています。非常勤職員には、園内研修や会議録で周知しています。保育実践は画一的なものではなく、職員会議で話し合い、子どもの状況に応じて個別対応をしています。</p>		
		第三者評価結果
【41】	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント>		
<p>2園共通のマニュアルは、毎年、2園の園長と運営法人本部で見直しています。職員マニュアルは年度始めの職員会議で読み合わせをし、見直しています。また、子どもの状況や行政から最新情報を得た時などにも随時話し合い、見直しています。見直しにあたっては、行事後のアンケートなどから把握した保護者の意見や職員会議に参加しない非常勤職員の提案も反映しています。職員から出た意見を基に職員会議で話し合い、保育環境や遊びの進め方などの検証、見直しを進めています。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
【42】	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<コメント>		
<p>入園時に家庭や子どもの状況、既往症等を保護者に児童票に記載してもらっています。入園後の子どもの成長・発達には心身の記録に記しています。保護者の意向は連絡帳、日々の会話、個人面談等で把握しています。これらを基にクラスで話し合い、全体的な計画に基づいた年間指導計画、月間指導計画、週案を作成し、栄養士も参加する職員会議で共有しています。乳児及び特別な課題がある子どもに対しては、個別指導計画を作成しています。必要に応じて横浜市中部地域療育センターや保土ヶ谷養護学校などからアドバイスや指導を受け、指導計画の作成に生かしています。</p>		
		第三者評価結果
【43】	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント>		
<p>クラスや子どもの状況についてクラスで話し合い、指導計画の評価・見直しをしています。毎週の職員会議ではクラスの子どもの状況について報告して意見交換し、次期の計画作成に反映しています。子どもや保護者の状況に変化があった時には随時クラスで話し合っ計画を柔軟に変更しています。評価・見直しで明らかになった課題は職員会議で協議し、保育環境や保育内容、行事の見直しなど、保育の質の向上に生かしています。</p>		
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
【44】	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>		
<p>子どもの生育歴や家庭の状況、身体計測や健康診断の結果は児童票に記載するなど、子ども一人ひとりの状況を記録する統一した書式を定めています。子どもの成長発達の様子は乳児は連絡帳に記録しています。幼児は、保育日誌に記録した後、毎月心身の記録に指導計画の養護と教育の項目ごとにまとめています。子どもの記録は施錠できる書庫に置かれていて、職員が必要な時に見ることができます。毎週、職員会議を開催し、情報共有しています。会議録は職員休憩室に置き参加しなかった職員も共有できるようにしています。重要な情報は全職員に配付しています。</p>		
		第三者評価結果
【45】	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント>		
<p>子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報提供に関する個人情報保護規定があり、それに基づき適切な管理をしています。個人情報に関する書類は施錠できる書庫に保管しています。パソコンにはアクセス制限をかけ、パソコン上の職員会議録や指導計画などの情報は、職員のIDナンバーを入れてアクセスすることができます。書類やUSBの持ち帰りは禁止で、資料は共有フォルダーで保存しています。職員に対しては、「個人情報保護について」を全職員に配付し、読み合わせをしています。保護者には入園時に個人情報保護について説明し、同意書を取っています。</p>		

【内容評価】

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成		第三者評価結果
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<コメント>		
<p>保育理念、保育方針、保育目標に基づいて全体的な計画を策定しています。全体的な計画は、法人の園長会で話し合っ作成したものを基本に、園の実情に合わせて編成していて、子どもの発達過程や保護者の状況、地域性などを考慮したものとなっています。また、「幼児教育」として「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「非認知能力」などが具体的に記載されています。</p> <p>全体的な計画を職員会議で説明するとともに、全職員に配付して「個人ファイル」に綴じ込み、職員が意識して保育にあたるようにしています。全体的な計画は年度末の職員会議で見直しをして職員の意見を聞き、次年度の策定に反映しています。園では、職員の全体的な計画への理解をさらに深めていきたいと考えています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<コメント>		
<p>室内は優しい色彩でまとめられ、園庭に面した窓は大きく陽光を取り入れることができます。床材は、抗菌作用があり、ほこりが溜まりにくいリノリウムを用いるなど、自然素材を使用した環境作りをしています。保育室には、エアコン、加湿器付空気清浄機を設置し、温・湿度の管理をしています。0・1歳児保育室には床暖房の設備があります。室内は清掃チェック表を用いて清掃し、ドアノブや玩具等の消毒も徹底しています。トイレ、手洗い場なども清掃が行き届き、清潔に保たれています。1歳児以上は午睡用ベッド（コット）を使用し、食事の後に清掃してからコットを置くなど、食事と午睡の空間を分ける工夫をしています。</p> <p>構造上の問題もあり、一人ひとりの子どもが落ち着ける場所を確保することは難しいですが、離乳食を食べている間は他の子どもたちは廊下で遊ぶ、ダンスなど音が出る活動はクラス合同でしたり廊下を用いるなど、職員間で時間と場所を調整し、落ち着いた活動ができるようにしています。職員は、話し合いを重ねて様々な工夫をし、落ち着いた環境作りを進めています。</p>		
		第三者評価結果
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント>		
<p>子ども一人ひとりの発達過程を把握し、個人差を尊重した保育を実践しています。日々の連絡帳や送迎時の会話、個人面談などで家庭での状況や保護者の意向を把握し、保育に反映しています。保育士は子どもに優しく話しかけて子どもの言葉を引き出し、子どもが自分の思いを言葉で表現できるように働きかけています。言葉で自分を表現することができない子どもに対しては、表情や態度、言葉にならないつぶやきなどで子どもの気持ちを汲み取り、言葉にして返して確かめています。</p> <p>大人の都合で子どもを動かすことがないことを職員間の共通認識とし、連携して個々の子どもに合わせた対応をしています。園内研修で子どもの対応について学習し、子どもが落ち着かない時には活動を強制することなく廊下で個別に対応するなどしています。保育士は子どもを急かしたり制止したりせず、分かりやすい言葉で穏やかに話しかけていて、子どもたちは素直に保育士に甘え、言葉や表情で自分の思いを表現しています。</p>		
		第三者評価結果
【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント>		
<p>一人ひとりの子どもの発達過程を把握し、基本的な生活習慣が身につくように個別に支援しています。排泄は個人差を尊重し、1歳児でトイレに座ってみることから始め、子どもの状況を見ながら2時間くらいオムツが濡れなくなったら保護者に声をかけて意向を確認し、トイレトレーニングを開始します。</p> <p>離乳食は子どもの喫食状況を見ながら、保護者、担任、栄養士で離乳食面談を実施し、段階を進めています。初めての食材は食材チェック表で必ず家庭で試してもらってから給食に出し、食べる様子を栄養士も一緒に確認しています。</p> <p>衣服の着脱などでは、保育士は子どものやりたいという気持ちを尊重して見守り、必要に応じて手助けをされていて、毎日の繰り返しの中で身につけられるようにしています。手洗い方法を子どもが確認できるように手順を絵で掲示したり、トイレのスリッパを置く場所を分かりやすく印で表示するなど、様々な工夫をしています。</p>		

		第三者評価結果
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊にする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>年齢や発達に合わせたおもちゃや絵本を用意し、子どもが自由に選んで遊べるように棚に並べています。幼児はお道具箱があり、自由に製作できるよう折り紙や廃材、包装紙等も用意しています。製作など静かな活動の後には自由遊びや身体を動かす活動を取り入れ、内容によっては少人数で取り出して製作するなど、子どもが集中して取り組めるよう工夫しています。また、リレーや縄跳び、リトミックなど身体を動かす機会を多く作っています。</p> <p>子どもの意見を聞いて遊びを決めたり、複数の選択肢を示すなど、子どもの声を活動に取り入れています。天気が良ければ毎日、子どもたちは園庭や近隣の散歩に出かけ、横浜市教育会館の職員や県立音楽堂の警備員など近隣で働く人々と挨拶や会話を交わしています。園庭で、カボチャや大根等を育てていて、訪問調査日にも子どもたちは園のシンボルマークであるフウセンカズラの種取りを楽しんでいました。現在、園は様々な視点から保育環境や内容の見直しを進めていて、子どもたちが落ち着いて遊ぶようになったなどの成果が出ています。</p>		
		第三者評価結果
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>0歳児クラスは定員3人と少人数ですが、産休明けの子どもから入園直後に1歳になる月齢の高い子どもまで月齢や発達の差が大きい構成となっています。0・1歳児は同じ保育室を用いていて、パーテーションを用いて静かな遊びと身体を動かす遊び、食事と睡眠、自由に探索活動をするなど目的に応じてレイアウトを変化させ、子ども一人ひとりが月齢や発達に応じた活動ができるようにしています。</p> <p>低月齢の子どもが離乳食を食べている時は、他の子どもたちは廊下や園庭で遊んだり工夫しています。高月齢児は1歳児と一緒に活動する時間を作り、発達に応じた活動が保障されるようにしています。畳のほふく室があり、0歳児のみで過ごすことができます。</p> <p>保育士は一人ひとりで子どもに優しく話しかけ、子どもの表情や喃語に答え、子どもの甘えを受け入れていて、子どもとの愛着関係を築いています。保護者とは、送迎時の会話や連絡帳で子どもの様子について密に情報交換しています。</p>		
		第三者評価結果
【A7】	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの生活動線に合わせて保育室の使い方を工夫し、子どもが生活の流れを理解し主体的に生活できるようにしています。スペースの問題もあり、おもちゃを自由に選んで遊ぶコーナーの設置などは難しいですが、絵本やおもちゃ棚を用意したり、自由遊びの時間には、子どもの声を聞きながら複数のおもちゃを提供するなどの工夫をし、子どもが主体的に遊べるように工夫しています。</p> <p>保育士は一人ひとりの子どもの声を丁寧に拾い上げて問いかけ、子どもが自分の思いを言葉で表現できるように働きかけています。子ども同士の遊ぶ様子を見守り、けんかなどのもめごとには、お互いの気持ちが分かり合えるような声掛けをしていて、かみつき等はほとんどありません。</p> <p>0・1・2歳児合同で朝の会をしたり、散歩や園庭遊びを他のクラスの子どもたちと一緒にするなど、異年齢で交流する機会を作っています。現在、子どもが主体的に遊べるような、さらなる保育環境の整備を進めています。</p>		
		第三者評価結果
【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>年齢や活動内容によって、遊びの場を工夫しています。集団の中に自分から入って行けない子どもに対しては、無理強いすることなく子どもの気持ちを尊重して個別対応するなど一緒に遊びが楽しめるように工夫しています。幼児は朝の会と帰りの会を合同で行い、交流しています。3歳児の当番は挨拶や点呼のやり方を4・5歳児の様子を見て真似をしたり、教えてもらったりしていて、お互いの学びとなっています。</p> <p>朝夕の合同保育のほか、園庭や散歩、自由遊びと異年齢で活動する機会が多くあります。また、年齢に応じて、宝探しゲームや椅子取りゲーム、トランプやオセロなどのルールのある遊びも取り入れ、友だちと一緒に遊ぶ楽しさやルールを守ることの大切さを学べるようにしています。今年度は新型コロナウイルスのため保護者の参加はありませんでしたが、夏祭りでは5歳児が中心となって運営し、子どもたちだけで楽しみました。保護者に対しては、廊下に作品や写真を掲示し、伝えています。園は、保育環境のさらなる整備を検討しています。</p>		

		第三者評価結果
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>園は、段差のない構造となっていて、多目的トイレもあります。障がいなど特別な配慮が必要な子どもに対しては、職員会議で話し合い、子どもの状況に応じた個別指導計画を作成しています。状況により、加配の保育士を配置して個別に対応し、子どもが無理なく他の子どもと一緒に生活できるようにしています。時計やカード、予定表などを用い、子どもが見通しを持って落ち着いて活動に参加できるよう工夫しています。</p> <p>保護者とは情報交換を密にし、保護者の同意を得て横浜市中部地域療育センターや発達障害支援教室とも連携しています。また、保土ヶ谷養護学校の連携支援として教育相談コーディネーター、作業療法士、臨床心理士の巡回相談で保育の様子を見学してもらい、アドバイスや指導を全職員で受けました。全員で課題や支援の方向性を共有できたことで、皆で連携して状況に応じた支援ができるようになりました。園の保護者に対しては、入園説明会で、統合保育についての園の方針を説明しています。</p>		
		第三者評価結果
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>朝夕は自由遊びの時間となっていて、好きな遊びを存分にできるようにしています。朝は8時になると乳児・幼児に分かれ、夕方18時近くまで乳児・幼児に分かれてゆったり過ごせるようにしています。原則は0・1歳児の保育室を用いています。年齢が低い幼児が多い時には1・2歳児が4・5歳児保育室に行くなど、子どもの人数と構成により場所を柔軟に変更し、年齢にふさわしい遊びができるようにしています。職員体制を整えば、乳児・幼児が別々に過ごすこともあります。保護者が希望すれば、おにぎりやスープの補食を出して、その日の15時までに連絡すれば提供することができます。子どもの状況と保護者への連絡事項は、口頭と連絡ボードを用いて引継ぎをし、保護者に確実に伝わるようにしています。</p>		
		第三者評価結果
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わり に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」の中に「小学校への円滑な接続・連携」として「発達と学びの連続性を踏まえた教育の繋がりを認識し接続期カリキュラムを作成し実りあるものにする」と記載しています。それを基にアプローチカリキュラムを作成し、話を聞く、友だちとの共同作業、鉛筆で字を書く練習など、就学に向けた取り組みをしています。運動会後には就学を見すえて午睡を短くしていき、園庭で遊ぶなどしています。園長が西区の幼保小担当者会議に参加し、授業参観や保育参観などをし、連携しています。</p> <p>今年度は新型コロナウイルスのため実施が難しくなっていますが、子どもたちは小学校を訪問したり、近隣保育園と交流するなどし、就学に向けての見通しを持ち、期待が持てるようにしています。横浜市こども青少年局作成の保護者向けリーフレット「安心して入学を迎えるために」を全職員に配付し、子どもが小学校入学までの間に修得することが望ましい姿を職員間で共有しています。また、保育所児童保育要録を作成し、小学校へ送付しています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		第三者評価結果
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理に関する「看護業務マニュアル」があり、それに基づき子どもの健康状態を把握しています。全体的な計画の中に健康管理や子どもへの保健指導を記載するとともに、保健計画を作成しています。入園時に既往症や予防接種の状況を把握し、その後は随時保護者から報告を受け児童票に追記しています。登園時には、全園児、保護者に検温してもらい、子どもの健康状態について連絡帳だけでなく口頭でも確認し、職員間で共有しています。「入園のてびき」に子どもの健康管理についての園の方針を記載するとともに、園だよりや掲示で子どもの健康に関する新しい情報や園の取り組みを保護者に発信しています。乳幼児突然死症候群に（SIDS）については、0歳児は5分ごと、1歳児は10分ごとにプレスチェックをし、記録しています。保護者には、入園説明会や懇談会で説明しています。</p>		
		第三者評価結果
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>年に2回の内科健診、歯科健診、年に1回の尿検査（3歳児以上）、4歳児の視聴覚検査を実施し、結果を児童票に記録をしています。保護者に対しては、「すこやか手帳」と「歯科健診結果のお知らせ」を用いて報告しています。内科健診、歯科健診の日には、姉妹園の看護師に来てもらい、一人ひとりの子どもの健康状態を把握してもらい必要に応じて園医に確認してもらっています。子どもの歯が生えてきた時から食後の歯磨きを始め、保育士が全園児の仕上げ磨きをしています。また、集会で歯磨き指導を実施しています。</p>		

		第三者評価結果
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント>		
<p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に食物アレルギーマニュアルを作成し、職員に周知しています。アレルギーのある子どもに対しては、子どものかかりつけ医が作成する「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」等を保護者に提出してもらい、保護者、担任、栄養士でアレルギー面談をし、必要な対応をしています。毎週の職員会議で情報共有するとともに、職員休憩室や保育室にも掲示しいつでも確認できるようにしています。</p> <p>毎月、保護者に献立表をチェックして確認印をもらい、除去食を提供しています。食事を提供する際には、色の違う食器とトレーを用い、提供時には調理職員と保育士で献立と除去食材を口頭で確認しています。アレルギーのある子どもは他の子どもと分けた席に座り、担当保育士が横について食事をするようにします。テーブル拭きも別にし、お代わりは調理室で直接盛り付け、口頭で確認しながら受け渡しをしています。</p>		
A-1-(4)	食事	第三者評価結果
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>		
<p>調理室は保育室に面し子どもの視線にあわせた配膳台が設置されていて、調理する様子を見、匂いを感じることで、子どもが給食への期待を持ち、食への関心を高めることができます。食事は保育士が子どもの目の前でよそい、皆でテーブルを囲み、保育士も一緒に楽しく食事をしています。テーブルに花を飾る、天気の良い日にはテラスで食事する、自分でおにぎりの海苔を巻いたり、トッピングをするなど、楽しい雰囲気作りをしています。</p> <p>「食べることは生きること」を掲げ、完食を強制することではなく、個々の子どもに合わせて食材の大きさや食事量などを加減し、少しでも食べた時には褒め、子どもが食べる喜びを感じられるようにしています。保護者に対しては、献立表や給食だより、サンプル表示などで情報提供しています。参加保育時には希望すれば試食することもできます。食育にも力を入れていて、子どもが育て収穫したカボチャや大根、サツマイモなどの野菜を調理して食べたり、トウモロコシの皮むきなどで食材に触れたり、クッキングなどを実施しています。</p>		
		第三者評価結果
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>		
<p>献立は姉妹園と共通で、季節感のある旬の食材を大切にしたものとなっています。節分やハロウィン、クリスマスなどの季節の行事食、世界の料理や郷土料理、物語メニューなど子どもが興味を持って食を楽しめるよう、献立を工夫しています。物語メニューでは食事前に絵本を読み、子どもがメニューと見比べ、期待を持てるようにしています。誕生日には、アンパンマンライス、かつサンド、うさぎご飯など視覚でも楽しめる食事を提供していて、おやつも普段とは違うものとなっています。ウサギリンゴや皮付きのみかん、様々な味のジャムなど、子どもが豊かな食の経験をできるような工夫もしています。</p> <p>残食を検食簿に記録し、栄養士がこまめに子どもの様子を見て回って、喫食状況や食事の進み具合を把握し、食材の切り方や調理法に反映しています。調理室が保育室と面していることで、日々の子どもの遊ぶ様子や体調、機嫌などを調理職員も確認することができ、保育と連携する体制ができています。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1)	家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>		
<p>乳児は連絡帳を用いて毎日保護者と情報交換しています。朝夕の送迎時には、保育士は保護者に声をかけてコミュニケーションを取り、家庭での子どもの様子、園での子どもの様子を伝え合っています。玄関掲示板では、その日のクラスの出来事や子どもたちの姿を写真とともに掲示しています。しおりとてびきに園の保育理念や方針、保育内容について記載し、入園説明会や懇談会で説明しています。また、毎月発行している園だよりでも、保育内容や生活の状況等について保護者に発信しています。</p> <p>年2回参加保育を実施し、園での様子を保護者に実際に見てもらい、その後個人面談をしています。運動会や生活発表会などの行事では保護者に子どもの成長の様子を見て園への理解を深まるようにしています。今回の新型コロナウイルスでは、写真やおたよりで積極的に発信する、行事内容を工夫して縮小して保護者参加行事を実施するなどの配慮をしています。</p>		

		第三者評価結果
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>朝夕の送迎時には、保育士は保護者と積極的にコミュニケーションを取り、子どもの様子をエピソードなどを交えて伝え、保護者との信頼関係を築くよう努めています。保護者からの相談には、いつでも応じ、内容によっては個人面談を設定するなどし、落ち着いてゆっくりを話ができるようにしています。相談には、職員休憩室を用い、相談内容によっては横浜市教育会館の会議室を用いています。相談を受けた保育士は園長に報告し、助言を受けられる仕組みがあり、職員会議で報告し職員間で共有しています。相談には速やかに対応し、内容は個人面談記録や日誌に記録し、その後のフォローができるようにしています。</p>		
		第三者評価結果
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>虐待の定義、早期発見、早期対応、発生予防などを定めた虐待対応マニュアルがあり、職員休憩室に置きいつでも確認できるようにしています。子どもの人権擁護の園内研修では、子どもの虐待や職員による権利侵害について学んでいます。日頃から、子どもの身体の状態や家庭での話などを把握するように努め、気になることがあればすぐに園長に相談し、虐待などが早期発見できるようにしています。</p> <p>虐待を発見した場合や疑わしい場合には、西区子ども家庭支援課や横浜市中央児童相談所と連絡・連携する体制が整えられています。登降園時には、園長始め保育士は、保護者と子どもの様子を観察し、必要に応じて声をかけて相談にのるなどし、保護者が子育ての悩みを抱え込まないように支援しています。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>1年に3回、職員は人事考課シートを用いて自己評価し、園長との目標管理面接で達成度の評価と課題の共有をしています。年間指導計画、月間指導計画、日誌には自己評価の欄があり、クラスや職員会議で話し合い、保育の振り返りを行っています。園の自己評価としては、年度末にチェックシートを用いて自己評価しています。ただし、結果を職員間で総括し文書化することはしていません。園の目指す保育を皆で確認するためにも、自己評価基準を見直して自己評価し、結果を職員間で発表して話し合っまとめ、保育の質の向上に繋げていくことを期待します。</p>	